

告発通知

貴殿が以前購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ)の製造・販売に関与したグループが当団体と被害女性及び被害児童の保護者の働きかけにより、平成25年度に児童ポルノ・児童買春禁止法違反等の罪により警視庁に摘発されました。

更なる被害の拡大を防止すべく購入者に対しても事件証拠(供給履歴・金融機関履歴等)を提出し告発します。

告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署から事情聴取の出頭要請、自宅検査を受けることとなります。

児童買春・児童ポルノ禁止法第7条

(三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)

児童ポルノを所持、製造、提供、運搬した者、

刑法175条

わいせつ(性器が露出している物)を頒布、販売、所持、電磁的記録その他記録・保管、又は公衆と陳列した者は3年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。

貴殿の行為は法律の違反しています。

正当な働きを受けるのもこのような性犯罪への社会的喚起となりますが、改心し被害者に対して謝罪の意思があるのならば告発を取り消します。

告発を取り下げない者は、平成26年4月25日(金)までに当団体に必ず電話でご連絡ください。期日を過ぎた場合いかなる状況でも即時告発いたします。

[児童や女性を苦しめる非人道的行為は絶対に許されません]

NPO法人 せせらぎの会

受付時間 [平日]午前8:00～午後4時

電話 03-4284-1806

東京都品川区南大井6-28-11 谷口ビル 7F